

川崎市指令環廃 第130号

許可番号 第05-720000728号

産業廃棄物処分量業許可証

住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号

氏名 三友プラントサービス 株式会社

代表取締役 小松 和史 様

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和4年9月30日

川崎市長 福田 紀彦 印

許可の年月日 令和3年7月1日

許可の有効期限 令和10年6月30日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（混合、固化、不溶化）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 混合に係るもの

- (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、(カ) 廃プラスチック類、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、(ケ) 繊維くず、(コ) 動植物性残渣、(サ) 金属くず、(シ) ガラスくず、(ス) 鉱さい、(セ) ばいじん、以上14種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 固化に係るもの

- (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) ガラスくず、(エ) 鉱さい、(オ) ばいじん、以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 不溶化に係るもの

- (ア) 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、(イ) 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）、(ウ) 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、(エ) ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

ア 混合機No.1に係る産業廃棄物は、処分後はセメント原料として焼却又は焼成処分されるものに限る。

イ 混合機No.2に係る産業廃棄物は、処分後はセメント原料として焼却又は焼成処分されるもの及び金属製品原料として焼却、精錬又は熔錬できるものに限る。

ウ 混合に係る産業廃棄物のうち、動植物性残渣は食品製造業、医薬品製造業から発生する悪臭のない固形原料の不要物に限る。

エ 混合に係る産業廃棄物のうち、金属くずは磁性体ではない粉状又は粒状のものに限る。

オ 固化及び不溶化に係る産業廃棄物のうち、汚泥は含水率85%以下のものに限る。

カ 不溶化に係る産業廃棄物は、水銀を15mg/kgを超えて含有し、かつ水銀を1000mg/kg未満含有するものに限る。

キ 不溶化に係る産業廃棄物のうち、鉱さいは粒径5mm以下のものに限る。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

3. 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 7 月 1 日

更新許可

令和 3 年 7 月 1 日

優良認定

令和 3 年 8 月 27 日

事業計画変更(蒸留の廃止)

令和 4 年 10 月 1 日

変更許可(混合機 No. 2 の追加、固化施設 No. 1 の廃止、混合の品目に繊維くず、動植物性残渣、金属くずの追加及び固化の品目にガラスくずの追加)

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無



別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 混合施設 (混合施設 No. 1) (設置年月日 平成29年11月22日)	41.6m ³ /日 (燃え殻、汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック 類、紙くず、木くず、ガラスくず、 鉦さい、ばいじん)	川崎市川崎区扇町5 番77 (361.3m ²)
イ 混合施設 (混合施設 No. 2) (設置年月日 令和4年8月3日)	338m ³ /日 (燃え殻、汚泥、廃油、廃 酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物 性残渣、金属くず、ガラスくず、鉦 さい、ばいじん)	川崎市川崎区扇町5 番79、80 (4111.67m ²)
ウ 固化施設 (固化施設 No. 2) (設置年月日 平成15年10月20日)	264m ³ /日 (燃え殻、汚泥、ガラスく ず、鉦さい、ばいじん)	川崎市川崎区扇町5 番79 (3415.47m ²)
エ 不溶化施設 (固化施設 No. 2) (設置年月日 平成15年10月20日)	264m ³ /日 (燃え殻、汚泥、鉦さい、 ばいじん)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
混合施設一式	41.6m ³ /日	混合施設 No. 1
混合施設一式	338m ³ /日	混合施設 No. 2
固化施設一式	264m ³ /日	固化施設 No. 2
不溶化施設一式	264m ³ /日	固化施設 No. 2

